

# 電磁的交付等サービス規定

## (店頭外国為替証拠金取引)

**株式会社新生銀行**

登録金融機関：関東財務局長（登金）第10号

加入協会：日本証券業協会・一般社団法人 金融先物取引業協会

電磁的交付等サービス規定 .....	1
第1条（電磁的交付等に係る同意） .....	3
第2条（電磁的方法による提供） .....	3
第3条（電磁的方法による同意） .....	4
第4条（電磁的交付等対象書面の記録の方式） .....	4
第5条（確認事項） .....	4
第6条（電磁的交付等対象書面の取扱い） .....	4
第7条（電磁的交付等の方法、内容等の変更） .....	5
第8条（免責事項） .....	5
第9条（電磁的交付等の一時停止） .....	5
第10条（電磁的交付等の終了） .....	6
第11条（本規定の変更） .....	6
第12条（規定の準用） .....	6

本規定は、新生銀行（以下「当行」といいます。）が提供する店頭外国為替証拠金取引（「新生銀行FX取引（店頭外国為替証拠金取引）」及びこれに附随するサービスをいい、以下「新生銀行FX」といいます。）に関し、当行が法令およびガイドライン等（以下「法令等」といいます。）に定める書面の交付または書面による同意の取得に代えて、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」といいます。）により提供し、または同意を取得すること（以下「電磁的交付等」といいます。）に関する当行の取扱いについて定めるものです。

### 第1条（電磁的交付等に係る同意）

お客さまは、当行に店頭外国為替証拠金取引口座（以下「新生銀行FX口座」といいます。）の開設をお申込みいただくにあたり、本規定に同意していただく必要があります。本規定に同意していただけない場合には、新生銀行FX口座の開設申込みはできません。また、お客さまは第2条第1項及び第3条第1項に規定する書面（以下「電磁的交付等対象書面」といいます。）の全てについてあらかじめ包括的に電磁的交付等を申し込むものとします。

### 第2条（電磁的方法による提供）

1. 当行は、次の各号に定める書面の交付に代えて、当該書面に記載すべき事項について電磁的方法により提供するものとします。

- （1）金融商品取引法第37条の3に規定する「契約締結前交付書面（取引説明書）」
- （2）金融商品取引法第37条の4に規定する「契約締結時交付書面（取引報告書及び取引残高報告書）」
- （3）金融商品取引法第37条の5に規定する「保証金の受領に係る書面（証拠金受領書）」
- （4）金融商品取引業等に関する内閣府令第80条第1項第4号ロに規定する「契約変更書面」
- （5）金融商品取引業等に関する内閣府令第110条第1項第6号ロに規定する「当該変更すべき記載事項を記載した書面」
- （6）注意喚起文書
- （7）その他当行が定め、当行ウェブサイトの所定のページに掲示するもの

2. 当行が、前項各号に定める書面に記載すべき事項を電磁的方法によりお客さまに提供するにあたり、当行が使用する電磁的方法の種類は次の各号に定めるとおりです。

- （1）新生銀行FX口座の開設申込時においては、前項第1号及び第6号の各書面について、当行のウェブサイト内において書面の記載事項をお客さまの閲覧に供し、お客さまのコンピュータ端末（インターネットに接続および閲覧可能な当行所定の端末（スマートフォン等）を含みます。以下同じ。）にダウンロードしていただく方法

(2) 新生銀行 F X 口座の開設後においては、前項第 1 号乃至第 7 号の各書面について、  
当行所定の方法でログインした後にお客さまのみが閲覧いただける画面において、書面  
の記載事項を記録しお客さまの閲覧に供する方法

### 第 3 条（電磁的方法による同意）

1. 当行は、次の各号に定める書面による同意の取得に代えて、電磁的方法によりお客さまの同意を取得するものとします。

(1) 外国為替証拠金取引に関する確認書

(2) その他当行が定め、当行ウェブサイトの所定のページに掲示するもの

2. 当行が、前項各号に定める書面による同意の取得に代えて電磁的方法によりお客さまから同意を取得するにあたり、当行が使用する電磁的方法の種類は次の各号に定めるとおりです。

(1) 当行所定の方法でログインした後にお客さまのみが閲覧いただける画面において、  
書面の記載事項を記録しお客さまの閲覧に供する方法

### 第 4 条（電磁的交付等対象書面の記録の方式）

当行は、電磁的交付等対象書面に記載すべき事項を P D F 形式によりファイルへ記録することによってお客さまに電磁的交付等します。お客さまが電磁的交付等対象書面の記載事項を閲覧し同意する際には、最新版の P D F ファイルの閲覧用ソフトその他当行所定の動作環境をご利用いただくものとします。

### 第 5 条（確認事項）

お客さまは、お客さまのご利用環境が次の各号に定める事項を満たしていることを確認し、当該ご利用環境を維持することを保証するものとします。

(1) 当行所定の利用環境においてインターネットを利用できること。

(2) 第 2 条第 2 項第 1 号の方法により電磁的交付等対象書面に記載すべき事項を閲覧するために必要な情報を、お客さまのコンピュータ端末に記録できること。

(3) 第 4 条に規定するファイル形式によるファイルを閲覧するための必要なソフトがお客さまのコンピュータ端末にインストールされていること。

(4) 電磁的交付等対象書面をプリンター等に出力することにより当該書面を印刷できる環境を備えていること。

### 第 6 条（電磁的交付等対象書面の取扱い）

1. 当行は、電磁的交付等対象書面について、原則として書面による交付または同意の取得を行いません。したがって、電磁的交付等対象書面を書面で保管される必要がある場合、お客さまご自身で印刷していただく必要があります。

2. 前項の定めにかかわらず、当行の都合により、電磁的交付等対象書面を電磁的交付等によらず、郵送等の方法で交付または同意を取得させていただく場合があります。その場合、当該電磁的交付等対象書面の電磁的交付等は行われなない場合があります。

3. お客さまは、電磁的交付等対象書面の記載事項を、原則として 5 年間閲覧、印刷することができます。ただし、法令の定めるところにより、当行が電磁的交付等対象書面について書面による交付または同意の取得を行った場合は、当該電磁的交付等対象書面の記載事項は消去される場合があります。

#### **第 7 条（電磁的交付等の方法、内容等の変更）**

1. 当行は、記録日など、電磁的交付等の内容その他本規定の内容について、あらかじめ当行ウェブサイト上への掲載またはお客さまへの通知により、お客さまに変更内容を明らかにすることにより、お客さまの同意を得ることなく、変更を行うことができます。

2. 前項の定めにかかわらず、第 2 条乃至第 4 条に定める電磁的方法の種類及び内容を変更する場合には、当行はお客さまより、変更後の電磁的方法の種類及び内容について承諾を得るものとします。

#### **第 8 条（免責事項）**

1. 次の各号に定める事由により電磁的交付等の提供が遅延もしくは不能となった場合、または当行が送信もしくは受領した情報に誤謬・脱漏等が生じた場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

（1）通信機器、通信回線、コンピュータ等のシステム機器等の障害、瑕疵またはこれらを通じた情報伝達システム等の障害、瑕疵等。

（2）天変地異、政変、同盟罷業等の不可抗力、裁判所等公的機関の措置等の当行の責に帰することができない事由。

#### **第 9 条（電磁的交付等の一時停止）**

1. 当行は、次のいずれかの事由に該当したときは、お客さまに通知することなく、電磁的交付等の全部または一部を停止し、電磁的交付等対象書面について書面で交付または同意を取得することがあります。

（1）前条第 1 項各号記載の事由が生じたとき。

（2）法令の変更、監督官庁の指示その他電磁的交付等を停止する必要がある事態が発生したとき。

（3）その他やむを得ない事情により、当行が電磁的交付等を停止せざるを得ないと判断したとき。

## 第10条（電磁的交付等の終了）

1. お客さまは、電磁的交付等を解約することはできないものとします。
2. お客さまに次の各号の事由が一つでも生じたときは、当行からの通知等がなくても電磁的交付等は当然に終了するものとします。

（1）パワーフレックス口座が解約または廃止されたとき。この場合、当行はお客さまの指図を受けて電磁的交付等対象書面の記載事項をすべて消去することができるものとします。当行が消去の措置を取った場合、お客さまは記載事項を閲覧することができなくなります。

3. お客さまに次の各号の事由が一つでも生じたときは、当行はお客さまに通知することにより、電磁的交付等を一括してまたは電磁的交付等対象書面ごとに解約できるものとします。

（1）第7条第2項においてお客さまの承諾が得られなかったとき。

（2）当行がすべてのお客さまに対して電磁的交付等の提供を終了する場合等やむを得ない事由により、当行がお客さまに対して電磁的交付等の終了を申し出たとき。

4. 前2項の場合、当行所定の日以降に交付される電磁的交付等対象書面（前項において一部の電磁的交付等対象書面について解約された場合は当該電磁的交付等対象書面に限り）については、すべて書面で交付または同意を取得させていただきます。なお、電磁的交付等により記載事項を提供または同意を取得させていただいた電磁的交付等対象書面は、電磁的交付等を終了した場合であっても、さかのぼって書面で交付または同意を取得することはいたしません。

## 第11条（本規定の変更）

1. 当行は、法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由が生じた場合は、本規定を任意に変更できるものとします。
2. 本規定の変更を行う場合、変更内容については、当行ウェブサイト上に掲示することその他の相当の方法により変更内容を告知し、告知の際に定める相当の期間を経過した日から変更後の規定に従うものとします。

## 第12条（規定の準用）

本規定に定めのない事項については、パワーフレックス取引共通規定、新生パワーダイレクト取引規定、新生銀行FX取引規定、新生銀行FXツール利用規定その他の当行の規定、規則その他当行ウェブサイトへ掲示する手続により取り扱うものとします。ただし、これらの規定と本規定との間に齟齬が生じた場合は、本規定が優先するものとします。

（2016年8月）

登録No.10705 16.08